

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和3年度第1回 芦屋市都市計画審議会
日時	令和3年5月21日(金) 午後2時～午後3時10分
場所	芦屋市役所東館中会議室
出席者	会長 三谷哲雄 委員 石黒一彦, 島村健, 上田孝治, 福井美奈子, 松木義昭, たかおか知子 一宮大祐, 香川清和, 山口浩史 芦屋市 佐藤副市長, 西田技監, 辻都市建設部長, 尾高建築指導課長 (事務局) 柴田都市計画課長, 小栗都市計画課係長, 秦都市計画課係員
事務局	都市計画課
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 委員出席状況報告・会議の成立報告

(2) 署名委員の指名

(3) 議 題

①諮問第1号

芦屋市都市計画マスタープラン(改定版)について

4 そ の 他

5 閉 会

2 提出資料

資料① 芦屋市都市計画マスタープラン(改定版)について

3 審議内容

○事務局（柴田） それでは少し定刻より早いですが、皆様お揃いになりましたので、ただいまから芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。事前に送付させていただいております「資料」と、本日お席のほうに、「会議次第」を1枚、配布させていただいておりますが、揃っておりますでしょうか。

それでは、会議次第に従いまして進行をさせていただきます。本日、進行をつとめさせていただきます柴田と申します。4月から白井の後任となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議次第の2番目でございますが、恐れ入りますが、三谷会長からご挨拶を賜りまして、その後引き続き、会議次第の3番目、議事につきまして、進行をお願いいたします。

○三谷会長 皆さまこんにちは。本日の都市計画審議会の開催を案内しましたところ、ご多忙の中、多数の委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、会議を進めさせていただきます。議事に入ります前に、まず会議の公開についての取り扱いでございますけれども、本市の情報公開条例第19条では、一定の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。この一定条件とは同条例第19条第1項第1号では、非公開情報が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合、同項第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合と規定されております。本日の議題につきましては特に非公開にするものはございませんので、公開するというにしたいと思っております。ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、公開ということにさせていただきます。本日、傍聴者はおられますか。

○事務局（柴田） 本日、傍聴希望の方はおられません。

○三谷会長 わかりました、ありがとうございます。それでは、議事を進めたいと思っております。

まず、事務局から本日の会議の成立について、ご報告願います。

○事務局（柴田） 本日の出席状況ですが、委員14名のうち10名ご出席ということで、過半数を超えておりますので、会議は成立しております。

○三谷会長 次に、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、島村委員とたかおか委員にお願いしたいと思います。お二人の委員様、よろしくお願い致します。

次に議事3の議題に進ませていただきます。本日の議題は、会議次第に記載されておりますとおり、諮問事項1件でございます。できる限り円滑に議事を進行させていただきますので、ご協力の程、よろしくお願い致します。それでは諮問第1号、芦屋市都市計画マスタープラン（改定版）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小栗） それでは、諮問事項の都市計画マスタープラン（改定版）について説明させ

ていただきます。都市計画課の小栗と申します。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議題内容に入る前に、前回の都市計画審議会での内容について簡単に振り返らせていただきます。前回は、第3章の「地域別構想」につきまして説明させていただきました。内容としましては、市域を5つの地域に分けまして、その地域ごとの現況・課題を整理し、まちづくり方針を取りまとめたものとなっております。その後、市民意見募集までに本編の91ページに第4章を追加しております。内容としましては、都市計画マスタープランの実現に向けて、きめ細やかなまちづくりを進めていくため、「参画と協働のまちづくり」としてまちづくりに関する情報発信や参画機会の充実、担い手の育成、市民主体まちづくりの推進といった項目の方針を示し、また、計画をとどまらせることなく推進していくため、92ページにPDCAサイクルに基づき計画の見直しを行うことについて示しております。

本日は、都市計画マスタープランの改定版について市民意見募集を行いましたので、その結果について説明させていただいた後、諮問事項としまして、都市計画マスタープランの改定版を本審議会でご覧になりたいものです。それでは、事前に送付した資料に沿って説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。市民意見募集の実施結果についてですが、今年3月19日から4月19日までを募集期間とし、市内8か所を閲覧場所とするとともに市ホームページでも閲覧できるように原案を掲載しました。実施に際しまして、3月1日号広報あしやに募集記事を掲載し、10日前には市内広報掲示板にポスターの掲示、ホームページで周知しております。また、3月19日と20日に市民センターで市民意見募集についての説明会を実施しております。

意見募集の提出件数は、6人の方から13件のご意見をいただいております。4つの取り扱い区分に分類しております。内訳といたしましては、A「意見を反映」したものが1件、B「実施にあたり考慮」したものが1件、C「原案に考慮済み」であるものが0件、D「説明や回答」するものが11件となっております。それでは、市民意見に対する市の考え方について、説明をさせていただきます。

No.1は「SDGs」に関するご意見です。各施策が、SDGsのどの項目と関連・関係しているのかを具体的に記載する必要があるのではないかとのご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「意見を反映」としてしています。本マスタープランは、SDGsの視点を取り入れた第5次芦屋市総合計画との連携を図るものであり、また、SDGsの17の複数の目標と関わりがあります。ご意見を参考に「計画の位置づけ」に追記することとしております。具体的には、別綴じの資料、本編「都市計画マスタープラン（原案）」の4ページをご覧ください。「(2)計画の位置づけ」で黄色の着色部分が追記箇所になります。2段落目に、SDGsの視点を取り入れた総合計画と連動しながらSDGsの推進に向けた取り組みを進めることを追記しています。また同じページの下段の枠囲みでSDGsについて追記しています。

次にNo.2は、土地利用に関するご意見です。高齢者層の買い物の負担や、子育て世代の人口増加のために、徒歩圏内の商業施設として、JR 芦屋駅エリアの再開発や、国道2号・山手幹線等の遊休地への商業施設誘致などが必要だとのご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「説明・回答」としています。ご意見のとおり、長期的な人口減少・少子高齢化を見据えた持続可能な都市づくりを改定の視点の一つとし、JR 芦屋駅南地区の市街地再開発事業の推進、主要な幹線道路沿いの交通利便性を活かした土地利用等の誘導を図り、良好な住環境・生活利便性の維持・充実を図る都市づくりを目指しております。

No.3, No.4は都市施設等に関するご意見です。No.3は、歩道や公園、河川敷などにベンチを置くことで、人とのふれあいが生まれ、快適な公共空間になることを提案するご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「実施にあたり考慮」としています。本マスタープランではまちづくりを進めるうえで、市民同士のふれあいや交流ができる機会を創出することは重要であり、それらの場となる道路空間や河川空間、公園などについては、誰もが安全かつ快適に利用できる環境づくりを進めていくことを目指すこととしています。なお、ベンチ等設置については慎重な判断が必要となりますが、「わがまちベンチプロジェクト」といったベンチの設置支援やいただいたご意見を参考にしながら、目標やまちづくり方針の実現に向けて今後検討を行っていくこととしています。

No.4は、公共施設等は、予防保全や長寿命化の視点に立ちできるだけ長く使っていくことを基本的な考え方として欲しい。統廃合の対象となっている春日集会所は、これからも長期に使っていただける建物だと思っていること。打出教育文化センターとは機能的に全く別のものであり、建物はそれぞれの目的・機能に沿った利用が一番便利であること。「市民の安全・安心」のためにも春日集会所を従来通りに使ってほしいとのご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「説明・回答」としています。本マスタープランの都市施設等の整備方針においては、「更新時期、規模、場所、用途、利用実態等を勘案し、エリアマネジメントの視点をもって統廃合による再配置を進めるとともに、官民にとらわれない公共施設の効率的な運営を進めること」としています。2段落目以降は、令和2年12月に行われた「公共施設の最適化構想（原案）の市民意見募集実施結果」で示した市の考えと同様の内容を記載しています。持続可能な行政サービスの維持・向上を図るためには、今あるすべての公共施設を保有したまま、更新を続けることは困難な状況にあることから、春日集会所に関しては「公共施設の最適化構想」のプロジェクトの1つとして取り組みを始めており、現春日集会所のあり方については、別途、地域の皆さまと協議するとしています。

No.5からNo.7までは温室効果ガス排出量に関するご意見になります。No.5は、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すために都市計画の中で温室効果ガス排出量を減らすにはどうすればいいのかを考えなければならない。そのことをはっきりと打ち出す計画にして欲しいとのご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「説明・回答」としています。環境問題への対応は、本マスタープラン改定の背景の一つとしており、「環境にやさしい潤いある都市づくり」を目標の一つに掲げています。具体的な数値は示していませんが、公共交通

を利用しやすい環境づくり，環境負荷低減に向けた再生可能エネルギーや省エネルギーの推進等を図ることとしています。なお地球温暖化を防ぐことは、「第3次芦屋市環境計画」の基本目標の一つとしており，また今年の6月には「芦屋市ゼロカーボンシティ」を宣言し，市民・事業者・市が一体となって2050年までに温室効果ガス実質ゼロに向けて取組みを続けていくこととしております。

No.6は，都市計画のありようで温暖化防止に逆行する事態にもなる。その事態を招かないためにも，建築，道路などすべての計画でCO2排出量を計算し，地球温暖化防止効果を明らかにすることが必要ではないか。その方向性を計画に入れて欲しいとのご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「説明・回答」としてしています。本市において，現時点では都市施設の整備や開発に係る二酸化炭素排出量の算出は行っておりませんが，公共施設の運用や維持管理について，二酸化炭素排出量の削減に配慮した省エネルギーの推進を図るとともに，環境に配慮した建材やリサイクル可能な建材の使用などを進めているとしています。

No.7は，温室効果ガス排出量実質ゼロは，防災面でも喫緊に求められる課題であり，全国各地での豪雨・洪水は，まちのありようや都市計画が大きく変わることを余儀なくされることから防災対策としての地球温暖化対策を取り上げて欲しいとのご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「説明・回答」としてしています。自然災害や環境問題への対応は重要な視点であり，本マスタープランでは防災対策として地球温暖化対策を位置づけておりませんが，自然環境・都市環境の保全・形成方針において，森林資源の保全やまちなかの緑の維持等を掲げ，環境負荷低減に向けた再生可能エネルギーや省エネルギーの推進等を図ることとしています。また都市防災の方針においては，山麓部の緑地の保全・育成や，河川・街路・海際の緑地軸の整備により災害に強いまちづくりを図ることとしております。これらの対応を図ることで防災対策や温暖化対策がされるものとしています。

No.8，No.9は防災に関するご意見です。No.8は，地震活動の活発化から，現在の防災拠点を廃止することは現時点では考えられず，芦屋で考えられる自然災害についてどのような防災拠点が必要か，都市計画の中に位置づけることが必要。また地域の防災拠点として強く認識されている春日集会所の廃止は論外である。地域住民の声を聴くことを都市計画に位置づけて欲しいとのご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「説明・回答」としてしています。防災の方針において防災拠点の位置づけを示し，機能の維持・向上を図ることとしています。春日集会所に関してはNo.4のご意見に対する市の考え方と同様，「公共施設の最適化構想」のプロジェクトの1つとして取組みを進めており，避難時の対応等については，別途地域の皆さまと協議するとしています。

No.9は，本来防災の役割を担うべき公園が面積的にも市内には十分ではなく，その公園を補うべき空き地を防災上の拠点として小学校区などに配置することが必要ではないか。災害時における空き地の有用性は大きく，都市計画に組み入れて欲しいとのご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「説明・回答」としてしています。都市防災の方針において，公園・緑地の防災機能の確保を図ることとしております。本市は既に市街化が進んでいること

からまとまった公園用地を新たに確保することが困難な状況であります。また空き地には災害時に活用する空間として有効性があると認識しており、関係部署間で情報を共有していくこととしています。

No.10は豊かな地域資源、環境とあわせて、芦屋市民の元々備わっている人間性の魅力を発信することでより素晴らしいまちになるとのご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「説明・回答」としています。本市では様々なツールを活用し、市内外に向けて発信しています。また、まちづくりを進めるうえで「人」は重要な要素であり、市民とともに本市ならではの魅力や情報を発信し、市民等の参画と協働のまちづくりを推進することとしています。

No.11からNo.13は計画全般を通したご意見です。No.11は計画自体の「ユニバーサルデザイン」を図る必要があり、法に定められているように合理的な配慮が必要とのご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「説明・回答」としています。本マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を見据えた10年間の都市計画に関する「基本的な方針」を定めるものであるため個別具体的なイメージがしにくい側面はあるかと思いますが、同時に、「参画と協働のまちづくり」のあり方や「計画の進行管理」についても記載していることからわかるように、計画実現には市民のまちづくりへの参加、協働や連携等が重要と認識しており、本マスタープランは理解されやすいものとする必要があると考えております。そのため今回の改定にあたっては、文章の簡略化や類似項目の統合や、図や文字等、読みやすさに配慮しています。また今後市のホームページの活用等により、多様な市民に対応した誰にでもわかりやすい計画の周知、説明につとめることとしています。

No.12は「街並み」や「まちづくり」など、「街」・「町」・「まち」の使い分けの基準についてのご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「説明・回答」としています。公称町名の「まち」は漢字の「町」で表現し、法律や事業名等の固有名詞や芦屋市の特定の姿・形を表わす場合の「まち」は漢字の「街」で表現しています。また芦屋市全体をさす場合やソフト的な取り組みを表わす場合の「まち」は、平仮名の「まち」と表現しているとしています。

最後に、No.13はこの計画の策定に際して、業務委託している民間業者と市の役割分担はどうなっているのか明確に記載すべきだと考える。また策定に係っている費用はどの程度かのご意見です。このご意見に対する市の考え方として取扱区分を「説明・回答」としています。本マスタープラン改定の経緯は事務局案を基に、庁内本部会議、有識者によるアドバイザー会議、都市計画審議会でご意見をいただきながら取りまとめていることを資料編に記載していること、また、改定にあたっては予算の範囲内で民間事業者へ業務委託をし、事務局案の作成段階においては事務局にて行った担当課及び関係部局との確認・調整を踏まえ、委託業者の支援を受けているものとしています。市民意見募集結果については、以上となります。

別冊資料の都市計画マスタープランの変更原案でございますが、前回の都市計画審議会でも説明して以降に精査を行いまして、字句の修正行っておりますが内容の変更はございません。

また、先ほども説明いたしました、市民意見募集の結果、4ページに「SDGs」について追記したものを最終的な修正原案とさせていただいております。今後のスケジュールについてですが、本日の都市計画審議会都市計画マスタープランの改定版について諮問させていただき、6月に議会のほうへパブリックコメントの市民意見結果について報告した後、策定・公表といった流れを予定しております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○三谷会長 ありがとうございます。事務局よりマスタープランの改定版及びそれに対する市民意見募集結果について説明がありました。このマスタープランにつきましては、これまで当審議会にも何度か報告がなされて、委員の皆様方からたくさんの意見をいただき、それを踏まえた形で今回改定されておりました。その後、一定の完成をみて市民意見募集のプロセスに入りまして、本日その意見を踏まえた結果として最終的な原案が示されたこととなっております。本件につきまして、ご意見ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○山口委員 都市計画のマスタープランが概ね20年間の視点の中で10年後を目指して作られていくという受け止め方で間違いないでしょうか。4ページにありますように、2030年度を目標としたうえで、その手前で計画の改定があるのでしょうか。92ページとあわせ読むと、5年後に時点修正するという組立てで理解して間違いないでしょうか。

○事務局(柴田) 委員からのお話のとおり、4ページにあるまちづくりの方針を示すものがありますので、少し先の20年後の姿を見まして10年間の計画を策定しております。策定後、目安として5年ほど経ちますと、総合計画を踏まえた諸計画の方向性なども再度見まして、時点修正するべきところはないか、また、進行度合いを点検いたしまして、必要があれば見直しを行うということで92ページに記載させていただいております。前回策定している都市計画マスタープランも同様に、2度見直しをさせていただいております。20年度の姿を描きますとどうしても5年10年経ちますと多少の方向性の変化や、新たに見えてくるものもありますので見直しをさせていただいております。

○佐藤副市長 担当課長の説明に付け加えて、都市計画法上の基礎調査が定期的に行われますし、県の区域マスタープランの見直しも5年に1回行われます。そことの連動性も見る必要があるため、中間年度で時点修正を中心とした見直しをすることとしております。

○山口委員 10年後20年後を思い描いて前向きにいい未来が待っているものとして書かれるべきものだと思いますが、過去の事例で、例えば20年後を目指しつつ10年あるいは5年後、時点修正したものとして、具体的にどんな事例があったのでしょうか。参考になればと思ひまして、勉強のために教えていただきたいです。

○事務局(柴田) 前回の都市計画マスタープランは平成17年に令和2年度を目標として策定され、過去、平成24年と29年に2回見直しを行っておりますが、当初平成17年にはあまり明らかになっていなかった都市景観の部分において、都市景観法が施行された後、景観計画の策定や屋外広告物条例を策定しました。それまで屋外広告物については県条例で運用しておりましたので、このような市独自の取組みに関して変更しております。また都市施設におきましては、都市計画事業の進捗を見まして記載を修正しており、南芦屋浜地区においては分譲

が随分進みましたのでその進捗にあわせた修正をしているところでございます。

- 松木委員** 市民意見募集でSDGsについて都市計画マスタープランの中に入れるべきではないかというご意見があったもので今回修正されています。また、第5次総合計画では、策定中ではありますが、その中にはっきりと位置づけられています。このSDGsについて、基本的な市の認識はどうなっているのでしょうか。
- 佐藤副市長** 例えば一番わかりやすいメッセージとしては持続可能であるということ。あらゆる分野でそのキーワードが入ってまいりますので、環境や自然、まちづくり、人の暮らしであったり、また、今回はからずもコロナ禍において様々な脆弱な社会基盤が浮き彫りになり、行政としてあらゆる角度において持続可能な取り組みを進めていく必要があります。SDGsの目指すものとはそういったものではないかと思えます。
- 松木委員** 国連のサミットで採択された中で、誰ひとり取り残さないまちの実現を目指してとか「誰ひとり取り残さない」ということが強調されています。人の暮らしだとか、コロナ禍だとか、脆弱だとか、SDGsは17のゴールと169のターゲットで構成されており広範囲に渡るものだが、「誰ひとり取り残さない」ということに関してはどのようにお考えでしょうか。
- 佐藤副市長** 大きな視点でうたわれていると思いますので、「誰ひとり」というのがあらゆるところに存在されており、世界規模でいいますと飢餓の問題もそうかもしれませんし、我々の市で申し上げますと生活保護の問題であったりもするでしょうし、今で言いますと、衛生・健康面のワクチン接種の問題もあり、やはり行政側としては100%接種を目指すことこそが命の大切さを訴える側のメッセージとしては取り残してはならないと思っておりますが、人権の問題からは、希望しない方もおられますので、そういった方に対しても寄り添ったご理解と今後の健康管理について提言していくのが、行政としての基本的な立ち位置ではないかと思っております。したがって「誰ひとり」というフレーズに関しても、様々な理解と様々な取上げと様々なサービスの提供が存在することから、多くの視点から複眼的に解釈をしてみいく必要があると思っております。
- 松木委員** このSDGsについての取組みというのが指標の取り方によって変わってくると思うが、芦屋市の取組みは阪神間でどんな状況なんでしょうか。先進的に先駆的にやっているのか、それとも少し遅れているのかなど、その辺はどうなんでしょうか。それから今後、「誰ひとり取り残さない」ということをどのように実現し検証していくのか、最後にそこをお聞きしたい。
- 佐藤副市長** 十分なお答えになるかわかりませんが、平成27年度にスタートを切った新しい指標でございまして、これは企業でも取り組みが進められておりますし、松木委員のおっしゃられたとおり、各自治体もこの指標を念頭に置いた行政サービスへとシフトしている最中でございます。国、県、市を通じまして、特定の指標において比較するところまでは到達しておりません。現に我々が手にする市町関連の統計資料の中にも、SDGsによる分析統計資料というのはいまだ我々の手元に届いておりませんので、この段階で評価は先に譲りた

いと思っておりますけれども、少なくとも、こういった会議ごとにその視点でご質問をいただくということこそが新たな角度からの点検が加わったということになりますので、そのことを横において行政サービスを今後考える、あるいは取り扱う、実施することにはならないと思っております。

○**たかおか委員** 市民意見募集についてなんですけれども、こういった市民意見募集を見たときにいつも思うのですが、市民の方から意見が来てなるべく明確な回答を残してほしいと思っています。その中で例えば2番ですが、市民の方は人口を増やしてほしいという課題がある中で、徒歩圏内の商業施設の増加が必要とおっしゃっている。それに対して市も、交通課題を解決しようというところは共通していると思うのですが、「交通利便性を生かした土地利用の誘導」というような返答をされています。この市民の方の最終意見としては商業施設の誘致などを必要と考えると訴えられているのですが、それに対して市の回答は、「有効な住環境、生活利便性の維持・充実を図る」と、ピンポイントで言われていることに対して面で大きく広く捉えて回答されているというのが結構多いなという印象があります。捉え方によっては何とでも解釈できる内容かなと思うんです。このあたりについて、この方がおっしゃっている商業施設の誘致などを必要と考える、という具体性に対しての市の回答というのはどのような見解で答えられているのでしょうか。

○**事務局(柴田)** 2番の意見ということですが、委員がおっしゃっていただいたように、遊休地や幹線道路沿いでの商業施設の誘致ということのご提案、必要性をご意見いただいているわけですが、都市計画としてまちづくりの方針という観点からの回答という部分も含めた土地利用の考え方として、芦屋は住宅都市ですので住環境との兼ね合いを鑑みて、利便性の高い幹線道路沿い、もしくは駅周辺は、そういった商業施設の立地を許容しているもの、誘導を図るということにとどめております。また、商業化だけではなく住環境も守っていくという部分を回答とさせていただいております。市として直接商業施設を誘致するという策には至っていないものですから、こうした答え方になっているものでございます。

○**たかおか委員** 理解いたしました。ただ市民の方はそこまで深く理解しているわけではないので、そういった中でこの回答を見たときに、自分が質問した内容を受けてくれているのかそれとも違うのか、受け取り方によってはどうとでも取れるところがあるので、例えば「商業施設誘致に関しては〇〇です」というような、説明の仕方のほうが回答としてはいいのではないかと、というのが私の意見です。

もう一点気になったところが12番なんですけど、私もレポートを書くときに、「まち」の使い方に迷っていました。市が書いているものと同じようにしたほうがいいかと思い、「まちづくり」も平仮名にしていたんですが、市の回答を見ると、しっかりとした考え方があるということがわかりました。回答区分はAの「意見を反映する」でもいいのかなと思ったことと、私はこの考え方に納得したので、こういう方針で決めているということを一統化してもいいのかなと思いました。今はDで回答されているが、この意見を反映してこういう風に芦屋市は表現しているということをお伝えするようなことは今後あるのでしょうか。

○事務局（柴田） この取り扱い区分は市民意見募集をする際の市全体の共通した考え方として AからDまでの区分分けをしており、Aとするときには意見により原案自体を書き込んだり修正追加等を加えたときに選択しております、今回は説明をするのみにとどまりどこかへの記載まで至っておりません。また、「まち」の表現には随分迷われている方が多いということも認識しておりますが、都市計画としてはここしばらく統一された考え方が浸透してきているとは考えておりますので、たまに別の分野では違う扱いもあるかもしれませんのでここでは説明だけにとどめております。

○たかおか委員 今後は段階を追ってお返事をしていくということですね。字の持つ印象に統一感を持たせて表現されるのはとてもいいことだと思うので、ご意見させていただきました。

○島村委員 3点ございます。1点目は、先ほどほかの委員からも問題提起のあったSDGsについて、1番目の意見を反映されたのはいいことだと思うのですが、SDGsはものすごく色々なものが入ってしまっていて、特にこのマスタープランとの関係があることを書いてほしい、ということだと思います。市の考え方として、水や衛生、エネルギー、海洋資源、陸上資源、と書いてあるのですが、まちづくりはもちろんすべてに関係しますが、芦屋市においては水や衛生はほとんど問題ないと思います。これが問題なのは、飲める水がないような途上国だと思うので。海洋資源もこのマスタープランとはあまり関係がなく、むしろ地球温暖化だと思うんです。ゼロカーボンシティ、芦屋市も2050年にゼロを目標にされていますが、その点、エネルギーや温暖化も関係があると思います。4ページで黄色くハイライトされた部分ですと、SDGsの視点も入っていますよ、と言書いてあるだけで、言われたからSDGsという文言を入れたということになってしまうのもう少し何とかならないのかなと思います。ほかのところでも全く言及がないので、特にマスタープランとの関係でSDGsのここを実現します、というのが本来あるべき言及の仕方なのではないかと思います。

2つ目はそれと関係するのですが、温暖化というご意見がいくつかあったと思うのですが、ゼロカーボン2050を目指すためには2030年や2040年にもたくさん減らさなくてはいけないと思うのですが、このマスタープランを作り始めるときと今とではだいぶフェーズが変わっているのはご案内のとおりで、去年10月に菅総理が2050ゼロと言って最近2030年の目標を示したのもご案内のとおりですが、2030年に国は46%減らすということですので、まちづくりは非常にCO2の排出に影響を及ぼす要素が大きいので、少し今の記述では危機感が共有できない感じがします。51ページで環境負荷の低減ということでまちづくり、公共施設や住宅の整備のところで省エネ、再エネと書いてありこれは適切な記述だと思いますが、まだ少し危機感が足りない感じがするのと、(2)環境負荷の低減のところは温暖化について中心的に述べられているところだと思うが、省エネと再エネ施設の導入などと書いてあり、「温室効果ガスの削減に配慮した省エネの推進を図ります」とあるが、省エネと再エネの導入は違う話であり、そのあと省エネの推進を図りますとあるので、ちょっと日本語としてどうかと思います。再エネの導入は省エネではないので。「温室効果ガスの削減を図ります」のほうが良いように思います。

3つ目は、アンケートの結果を詳細にとられていて、丁寧に住民の意見が吸い上げられており素晴らしいと思いました。その中で私が興味を覚えたのは、どの地域も地域コミュニティの機能の低下を1番目か2番目に挙げています。あと、まちの活力の低下とモビリティ、移動の不便さ。まちの活力のところと移動利便性の低下については、原案でも色々なところで配慮がされていると思いました。他方、地域コミュニティの機能の低下について、このマスタープランではどのような対応をされようとしているのか読み取れなかったのが、ここはどのようにケアされているのか、どのように対応されているのかご教授いただければと思います。

○事務局(柴田) 最初にSDGsについてのご意見ですが、今回追記させていただいた4ページの2段落目、黄色で塗っていますが、都市計画マスタープランは県で定める阪神間都市計画区域マスタープランと市の上位計画である総合計画に即するものとある中で、ご意見の中にもあったように、現在策定中ではございますが第5次総合計画の中でSDGsのアイコンを用いながら目標ごとに示しているわけですが、個別具体的な施策ごとにそうしたアイコンをつけているわけですから、総合計画に即するという部分ではそれぞれが具体的にどれに当たるのか、というのは総合計画によって示されるものと考えております。そのため、今回改めて都市計画マスタープランで17の目標のうちのどれに該当するのかという記載は避けた、ということとしております。物足りない部分もあるかと思いますが、総合計画と連携している、という点でご理解いただけたらと思います。

温暖化の部分は、委員がおっしゃっていただいたように51ページで自然環境の保全、都市環境の保全で従来からある考え方で、日々考え方が深まってきているところでありましてけれども、マスタープランで大きな方針を定める際には、具体的な数字というよりはその方向性に変わりがないということ、また、市の計画として連携を図っていく環境計画という個別計画を持っておりますので、そちらでより具体的に考えております。今後そうした取り組みの方向性自体に何か変化があって改善を図るべきところがあれば、都市計画マスタープランの見直しの中で記述を変えていくこともあろうかと思っております。

アンケートにおける地域コミュニティについてのご意見ですが、具体的な記載が確かにそれほど書かれてないわけではございますが、地域資源を生かしたまちづくりの中で人の活動によってまちづくりが活性化されるというところをもって、まちづくりがハード面だけではなく人の活動によってというところで一定の考え方の記載はしており、アンケートの結果をすべて盛り込むというよりはアンケートを参考としておりますので、市民の多くの方がそういった考えをお持ちだということを念頭に記述をしているということでございます。

○福井(美)委員 市民意見を拝見いたしまして、5番、6番、7番、いまま自然環境・都市環境に係るところの温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みに対して質問がありましたけれども、私も市民さんの関心の高いことが感じられまして、世界規模で取り組まれているという流れの中で、この3つの意見を大変興味深く見ておりました。この意見の中で気になりましたのは6番ですが、施策としては確かに50ページ51ページにもわかりやすい文章ではあります、二酸化炭素排出量の算出を行っていませんということを書かれている

のですが、危機感が足りないのではというご指摘もありましたけれど、私も、もう少し強いアピールがあってもいいのかなという風に感じたところです。あわせて数値化によって市民の方も受け取りやすい部分もあると思うので、今後算出というのは難しいのかなと思いましたので、まずはその点をおうかがいしたいと思います。

○事務局(柴田) 6番のご意見の中では都議会を事例に出されておまして、実際にここで言われていることは大規模な開発が行われたときに都では算出を行っているということで、非常に規模が大きい場合にはそうした影響も大きいのかなと思いますけれど、本市は大きな事業自体が非常に少なく、環境の面においては市民の一人一人の活動によって効果が得られることが多くを占めるかと思えます。だからこそ、市が率先して強いアピールをする必要があるかとも思いますが、数値として非常に算定がしにくい部分にもなるかと思えます。実際に都でこうした年間の算出量を出すほどの規模の開発が、該当するものがなかなか本市では事例としてないような状態でございます。

○福井(美)委員 よくわかりました。私もこれを見て、他市もどのぐらいこのような数値を出しているのか調べましたところ首都圏の自治体が出てきたので、やっぱり規模のかなという事は思いつつ質問はさせていただきました。大切なことはやはり市民の方への見え方だと思います。しっかりと一丸となってやっているということの強いアピールが大切だと思うので、これからも発信をお願いいたします。

○上田委員 原案を見ておきますとユニバーサルデザインという言葉がたくさん出てきて、それとは別にバリアフリーという言葉も若干ですが出てきています。用語集の中にもバリアフリーとは何か、ユニバーサルデザインとは何かとあって、ユニバーサルデザインの方が大きいイメージかなと、その中にバリアフリーが入っているようなイメージで思っていたんですけど、例えば原案の48ページに河川とあって、河川にあってはバリアフリー化を関係機関と協議を進めますとありまして、その下の公共施設についてはユニバーサルデザイン化を図りますとあって、言葉の使い分けに意味があるのかどうかはわからなかったもので、その点ちょっとお聞かせいただけませんか。

○事務局(柴田) ご指摘のありました48ページの河川におきましてはバリアフリー化と申し上げておりますが、市民の憩いの場ということで親水性が求められるわけですが、実際に河川敷を散策などといったときには段差やスロープの勾配といった物理的な一定のバリアフリーの基準があるのですが、そういったことを指してバリアフリー化という言葉を使っております。それに対して公共施設等の部分でユニバーサルデザインという書き方をしているわけですが、こちらは福祉のまちづくり条例というものがあるのですが、ユニバーサルというのは特にお子さんであっても高齢者であっても、文字が読める読めない、海外の方も国内の方も、誰でもどこでもということがありますので、施設建物ではやはり小さなお子様から日本語があまり達者でない方を含めてというような意味合いをもってユニバーサルというような表現をさせていただいております。

○上田委員 やはりバリアフリーというと段差などの狭い範囲のことなのかなと思っていたの

で、ユニバーサルデザインというソフトな部分も含めるということですかね。使い分けとしてはわかったんですけど、今お聞きしていて、バリアフリーというのはむしろこれからあまり使わなくなっていく方向なのかなと、段差だけ片づければいいという話ではなくなってきたと思いますので、そこが気になったので確認しました。

○佐藤副市長 基本的にマスタープランだけではなくて、ほかのところで使っております河川の基本的な決まりは流域の水量を調整して安心と安全、施設の機能を追求した場合に必ずバリアが残ることが前提になっておりまして、市としては今あるバリアを取り除いていく、できるだけ社会の要請になじませていくというのがバリアフリーを使っている箇所という整理はさせていただいております。

○石黒委員 市民意見募集結果についてです。AやBが1件とはいえあったというのは非常に意味深かったと思います。いまDとされている中でも、4番、8番の別途協議をしていきます、9番も関係部署間で共有していきますということもいま共有できていないものも共有できていくのであれば改善というような方向性が示されていることになりまして。11番も現状よりもよりわかりやすくというような取組みを今後進めるのであれば、これもかなり前向きな回答をしていることになるかと思えます。ですので4番、8番、9番、11番などはDではあるものかなりポジティブな回答をしているかと思えますので、これをDではなくBとしてはどうかと思ったのですがいかがでしょうか。

○事務局(柴田) Dと判断させていただいたところは非常に幅広く取りましてDとしているところがございます。おっしゃるとおり、今後取り組む方向性がある、実施にあたっては考慮します、という部分が多く含まれたり、もしくはCがあったりする部分もあるわけなんですけれども、意見をされた方の事細かに読み解くとすべてがそうではない部分もあるものですから、そうした複合的な部分を捉えてDとさせていただいているところがございました。ですのでおっしゃっていただいたように、もしかするとBという意味合いのほうが4番、8番、9番、11番は強いかなと思うところではございます。

○三谷会長 非常にたくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございます。頂いたご意見を振り返ると、今回出されました原案について、今後何か考えるべきところ、今すぐ直すべきところは、今回のご意見では指摘が無い、のかなと、私自身は認識しております。しかしながら、今後、手を入れられるときには手を入れていただくことで、本マスタープランをより良くできるのかなと思えるような、すごく良い意見をたくさんいただきました。ありがとうございます。

それでは、諮問第1号でございますが、答申の内容についてお諮りさせていただきたいと思えます。ただいま議論をしていただいた諮問第1号の内容につきまして先ほど事務局から説明のありました原案でございます、芦屋市都市計画マスタープラン(改定版)に対しまして、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三谷会長 ありがとうございます。それでは諮問第1号に対して、当審議会としては原案通り

と答申することに決定いたします。皆さま，非常に熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。本日の議題は以上でございます。会議の進行を事務局へお返ししたいと思います。

○事務局（柴田） ありがとうございます。それでは会議次第の4，その他でございます。次回令和3年度第2回の本審議会でございますけど，今のところご説明する案件の具体的なものが見えてない状況でございますので，秋以降の開催になる見込みでございます。改めて委員の皆さまには日程調整等でお知らせをするようにいたしますので，よろしく願いいたします。

それでは本日の審議会は以上となります。委員の皆さま，どうもありがとうございました。